

【国土交通委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出15件（うち本院先議3件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類138件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成13年度以降の五箇年間においても踏切道の改良を促進するとともに、踏切道の指定に係る都道府県知事の申出制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案は、産業構造の変化等にかんがみ、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律を廃止するものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、住宅金融公庫による資金の貸付けについて特別割増貸付制度の適用期限の延長を行うとともに、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する建築物の建替えに係る貸付金の償還方法について高齢者に対する特例を設けるほか、同公庫による住宅融資保険についてそのてん補率を引き上げる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、多数をもって可決した。

高齢者の居住の安定確保に関する法律案は、急速な高齢化の進展に伴って、高齢者が増加することが見込まれるなか、バリアフリー化された住宅ストックの形成や高齢者が安心して居住できる市場環境の整備を進めるため、住宅宅地審議会の答申を踏まえ提出されたものであり、高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せて高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案は、平成12年3月の地下鉄日比谷線中目黒駅構内の列車脱線衝突事故等を背景に、鉄道の安全確保に対する国民の期待が一層高まり、鉄道事故の原因究明のための調査並びに鉄道事故・航空事故の発生するおそれのある事態についての調査を着実に実施するための体制整備が求められたところから提案されたものであり、航空事故及び鉄道事故の防止に寄与するため、航空事故調査委員会を航空・鉄道事故調査委員会に改組し、航空事故及び鉄道事故の原因を究明するための的確な調査並びにこれらの事故の兆候について必要な調査を行わせるための体制を整備するとともに、重大な鉄道事故が発生するおそれがあると認められる事態について鉄道事業者に

届出義務を課す等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、事故等調査を終える前における事故等調査の経過についての報告、公表に関して修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、事故調査委員会の独立性の確保、事故調査官等の人材育成と実務経験者の登用、事故調査と犯罪捜査のあり方等について質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

農住組合法の一部を改正する法律案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換を引き続き促進するため、農住組合の設立認可申請期限を延長するとともに、飛び農地に係る農住組合の設立認可要件を緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案は、都市における緑地の適正な保全、効率的な緑化の推進等を図るため、土地の所有者等との協定に基づき地方公共団体等が緑地保全地区内の緑地を管理する制度及び建築物の敷地内における緑化施設の整備に関する計画を市町村長が認定する制度を創設するとともに、緑地管理機構の指定の対象となる法人として特定非営利活動法人を追加する等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案は、測量及び水路測量の基準に関する世界標準化の進展等を踏まえ、測量及び水路測量における経緯度の測定の基準を世界測地系に従つたものとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

倉庫業法の一部を改正する法律案は、倉庫業について、倉庫業者による多様なサービスの提供を促進するため、参入についての許可制度を登録制度に改め、料金事前届出制を廃止する等の規制緩和措置を講ずるとともに、倉庫を利用する消費者の利益を保護するため、トランクルームの認定制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。

気象業務法の一部を改正する法律案は、近年における気象測器に関する民間の製造技術の向上等に対応し、民間の能力の一層の活用を図るため、気象測器の検定に関し、広く認定及び指定の対象に営利法人を含めた認定測定者制度及び指定検定機関制度を導入するとともに、検定の有効期間を見直す等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

水防法の一部を改正する法律案は、水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が洪水予報河川を指定し、当該河川について洪水予報を行うこととともに、洪水予報河川における浸水想定区域の指定及び公表について定め、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置等を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案は、これまでの累次の閣議決定により、JR各社については、できる限り早期に純民間会社化することとされているが、本州3社については、既に株式上場を果たすなど、順調な経営

状況にあり、純民間会社化のための条件が整ったとの判断に立ち、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、これらの会社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、国鉄改革の成果とJR各社の現状、JR本州三社を完全民営化する一方で事業経営上の指針を定める理由、地方鉄道路線の維持、同種の事業を営む中小企業者への配慮等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案は、規制緩和推進3か年計画を踏まえ、自動車損害賠償保障制度について、政府による再保険制度を廃止し、これと併せて自動車事故による被害者の保護の充実を図るための制度の整備等を行うとともに、自動車損害賠償保障制度に係る特別会計の名称及び勘定区分の変更等を行おうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、再保険制度を廃止する理由、保険収支と保険料率の見通し、審議会の在り方、保険金支払の適正化、被害者救済対策、運用益の使用状況等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

小型船舶の登録等に関する法律案は、小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与するため、小型船舶の所有権を公証する登録制度を導入するとともに、小型船舶の登録測度事務を小型船舶検査機構に行わせることができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

土地収用法の一部を改正する法律案は、土地収用法が昭和42年以来抜本的な改正がなされておらず、その間に、現行法が必ずしも想定していなかった状況に直面していることから、土地収用制度の問題点を調査研究するために設けられた、土地収用制度調査研究会の報告の趣旨を踏まえて取りまとめられたものであり、事業認定の透明性及び信頼性の向上を図るため、事業の認定に関する処分を行うに際して公聴会の開催、第三者機関からの意見聴取及び事業認定の理由の公表を行うこととともに、収用又は使用の裁決に関する手続の合理化を図るため、収用委員会の審理における代表当事者制度の創設、土地調書及び物件調書の作成手続並びに補償金払渡方法の合理化等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、事業の認定に関する処分を行うに際しての第三者機関の意見の尊重等について修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、土地収用法改正の経緯とその理由、土地収用制度における公益の概念、事業計画の策定段階における住民参加と情報公開の在り方、第三者機関の中立性・公正性の確保方策、公聴会及び事前説明会の運営方法、今後の公共事業の在り方等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

3月15日、扇国土交通大臣から国土交通行政の基本施策について所信を聴き、次いで泉

国土交通副大臣から日本航空907便の事故について報告を聴いた後、質疑を行い、メガフロートの活用、成田空港等の整備の現況、長野県知事の「脱ダム宣言」に対する所見、総合交通基本法制定の必要性、民営化後のJRへの評価、日本経済の不況に対する認識、入札・契約における情報公開の徹底、日本航空ニアミス事故の原因究明と再発防止策、公的住宅の中長期的在り方、ホーム転落事故防止施設の設置推進、不審船対策の進捗状況等が取りあげられた。

同月22日、予算委員会から審査の委嘱を受けた国土交通省所管及び住宅金融公庫について審査を行い、扇国土交通大臣から説明を聴いた後、高齢社会における国土交通行政の在り方、新駅におけるホームドアの設置の義務付け、21世紀の国土づくりの進め方、環境対策を重視した陸上交通体系の在り方、親しみやすい河川空間づくりへの取組、入札契約適正化法による施工体制の適正化、自動車排出ガスに係る環境問題、自動料金収受システムの実施、公共事業の事業評価の仕組み、那覇空港の沖合展開の見通し等について質疑を行った。

5月22日、扇国土交通大臣から国土交通行政の諸施策について説明を聴いた。

同月24日、質疑を行い、公共事業の見直し基準及び事業評価の取組状況、建設業退職金共済制度の適正化対策、緊急経済対策に基づく都市再生の在り方、ダム建設事業の在り方、東京外かく環状道路建設事業における取組方針、道路特定財源見直しと道路整備五箇年計画との関係、本四架橋及びアクアライン建設事業に関する責任の所在、「聖域なき構造改革」における住宅金融公庫の見直しの有無、バス及びタクシー事業の需給調整規制廃止後の対応、中日本航空機事故を踏まえた飛行訓練空域の見直し等が取りあげられた。

(2) 委員会経過

○平成13年2月6日(火)(第1回)

- 理事を選任した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年3月15日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について扇国土交通大臣から所信を、日本航空907便の事故に関する件について泉国土交通副大臣から報告を聴いた後、両件について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年3月22日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成13年度一般会計予算(衆議院送付)

平成13年度特別会計予算(衆議院送付)

平成13年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(国土交通省所管及び住宅金融公庫)について扇国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、泉国土交通副大臣、高橋国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月27日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

以上両案について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第7号)賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、二連

反対会派 なし

欠席会派 無会

(閣法第8号)賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、二連

反対会派 なし

欠席会派 無会

なお、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

高齢者の居住の安定確保に関する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月29日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
高齢者の居住の安定確保に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
以上両案について扇国土交通大臣、高橋国土交通副大臣、舛屋厚生労働副大臣、政府参考人、参考人住宅金融公庫総裁望月薰雄君、都市基盤整備公団総裁伴襄君及び同公団理事吉田吉宣君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
(閣法第9号) 賛成会派 自保、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 民主、無会
(閣法第10号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連
反対会派 なし

○平成13年4月5日（木）（第6回）

- 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
について扇国土交通大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員赤城徳彦君から説明を聴いた。

○平成13年4月10日（火）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
について参考人東京大学名誉教授井口雅一君、鉄道安全推進会議会長臼井和男君、航空宇宙技術振興財団理事長武田峻君及び航空安全推進連絡会議議長大野則行君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年4月12日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第11号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし
欠席会派 無会
なお、附帯決議を行った。

○平成13年5月11日（金）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第47号）
- 都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第48号）
以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第47号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会、自由
反対会派 なし
欠席会派 社民、二連

(閣法第48号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会、自由
反対会派 なし
欠席会派 社民、二連

○平成13年5月22日(火)(第10回)

- 国土交通行政の諸施策に関する件について扇国土交通大臣から説明を聴いた。

○平成13年5月24日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 公共事業の見直しに関する件、中日本航空機事故に関する件、都市再生の在り方に関する件、道路特定財源の見直しに関する件、羽田空港の再拡張に関する件、建設業退職金共済制度に関する件、バス事業及びタクシー事業の規制緩和に関する件、特殊法人等の見直しに関する件、自動車排出ガス対策に関する件等について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、泉国土交通副大臣、木村(仁)国土交通大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人住宅金融公庫理事井上順君に対し質疑を行った。
- 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(閣法第59号)について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月29日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案(閣法第59号)について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第59号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、二連
反対会派 なし
欠席会派 自由

- 倉庫業法の一部を改正する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日(木)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 倉庫業法の一部を改正する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣、木村(仁)国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第55号) 賛成会派 自保、民主、公明、自由
反対会派 共産、社民、二連
欠席会派 無会

- 気象業務法の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)
水防法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月5日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 気象業務法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）
水防法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第56号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連

反対会派 なし

（閣法第57号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連

反対会派 なし

- 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月7日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣、政府参考人及び参考人東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長大塚陸毅君に対し質疑を行った。

○平成13年6月12日（火）（第16回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について参考人成城大学名誉教授岡田清君、四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長梅原利之君、西日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長南谷昌二郎君及び弁護士岡田尚君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月14日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本貨物鉄道株式会社代表取締役社長伊藤直彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第73号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会、自由、二連

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法

法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月19日（火）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、村田内閣府副大臣、泉国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
また、同法律案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成13年6月21日（木）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について参考人今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会座長西崎哲郎君、自動車損害賠償責任保険審議会会长倉沢康一郎君、社団法人日本損害保険協会専務理事荒木襄君及び全国交通事故後遺障害者団体連合会代表北原浩一君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第53号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会、自由、二連
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 小型船舶の登録等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月22日（金）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 小型船舶の登録等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
- （閣法第91号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし
欠席会派 自由、二連

- 土地収用法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成13年6月26日（火）（第21回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 土地収用法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、泉国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月28日（木）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○土地収用法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について参考人稻城市長石川良一君、流通科学大学サービス産業学部教授栗原宣彦君、横浜国立大学大学院国際社会科学研究科助教授松尾弘君及び日の出の森・トラスト運動共同代表標博重君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、木村（仁）国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第54号）賛成会派 自保、民主、公明、無会、自由
反対会派 共産、社民、二連

なお、附帯決議を行った。

○請願第119号外137件を審査した。

○国土の整備、交通施策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

踏切道改良促進法は、交通事故防止と交通の円滑化に寄与するため、昭和36年に制定され、同法に基づく踏切道の立体交差化、構造改良及び保安設備の整備が実施されてきたが、その対象とすべき踏切道の数が膨大なため、昭和41年以降7次にわたり、踏切道の改良を行う期間の延長が行われてきた。

本法律案は、引き続き強力に踏切事故防止対策を講じる必要があること等にかんがみ、次の措置等を講じようとするものである。

- 1 國土交通大臣は、平成13年度以降の5箇年間において改良が必要な踏切道を指定する。
- 2 地域の実情を反映した踏切道の改良を進めるため、都道府県知事が、國土交通大臣に対して踏切道の指定をすべき旨を申し出ることができるものとする。
- 3 踏切道の改良の円滑かつ確実な実施を促進するため、鉄道事業者と道路管理者が協議して立体交差化計画又は構造改良計画を作成するに際し、協議が調わなかった場合の措置として、鉄道事業者又は道路管理者からの申請に基づいて、國土交通大臣が裁定することができるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 踏切道の改良は、緊急性の高いものから重点的に行うことにより、踏切事故の防止及び交通の円滑化に資すること。
- 2 全国に約千箇所あるとされる交通遮断量の著しく多いいわゆるボトルネック踏切は、今後10年間で半減させることを目標とし、当面の5年間は、國土交通大臣の迅速な指定、裁定制度の活用等により積極的な事業の実施に努めること。
- 3 踏切保安設備の整備については、税財政上の支援措置の活用により、鉄道事業者を督励して、一層の促進を図ること。
- 4 踏切の統廃合等踏切道の改良は住民生活にも大きな影響があることから、都道府県知事の申出制度の運用に当たっては、住民の意見反映に努めること。
- 5 踏切保安設備の整備等踏切道の改良に当たっては、高齢者、身体障害者等の安全な利用に配慮すること。

右決議する。

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、産業構造の変化等にかんがみ、新産業都市建設促進法等を廃止しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法及び新産業都市建設及び工業整

備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律を廃止する。

- 2 廃止に伴う経過措置として、地方公共団体が平成13年3月31日までに着手した事業について、地方債の発行及び利子補給並びに国庫補助負担率のかさ上げを今後5年間継続して実施するとともに、平成13年3月31日までに設備を新增設した者について、地方公共団体が不動産取得税、固定資産税の不均一課税をした場合に、それに伴う減収額の一部を地方交付税により補てんする。
- 3 本法は、平成13年4月1日から施行する。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、住宅金融公庫による資金の貸付けについて、特別割増貸付制度の適用期限を5年間延長するとともに、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与するマンション建替え等に係る高齢者への貸付金に死亡時に一括償還をする方法によることができる特例を導入するほか、公庫は資金繰りのため必要があるときは一定の金融機関から短期借入金をすることができるとする、公庫との併せ融資で公庫が承認したものについて住宅融資保険のてん補率を100分の100に引き上げる等の措置を講じようとするものである。

なお、施行期日は、平成13年4月1日からである。

高齢者の居住の安定確保に関する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せて高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講ずることにより、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国土交通大臣は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針を定め、これを公表する。
- 2 高齢者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅の登録制度を創設するとともに、登録を受けた賃貸住宅の家賃に係る債務を高齢者居住支援センターが保証できることとする。
- 3 民間事業者等が都道府県知事の認定を受けて供給するバリアフリー化された高齢者向け優良賃貸住宅について、国、地方公共団体による補助等の支援を行う。
- 4 地方公共団体等が高齢者向けの優良な賃貸住宅を供給する場合に、国等が補助を行うことができるることとする。
- 5 バリアフリー化された賃貸住宅を高齢者の終身にわたって賃貸する場合に、都道府県

知事の認可を受けて、借地借家法の特例として、賃借人が死亡した時に終了する旨を定めることができる終身建物賃貸借制度を創設する。

- 6 高齢者が自ら居住する住宅について行うバリアフリー改良に対する住宅金融公庫の融資について死亡時に一括償還をする方法を導入するとともに、高齢者居住支援センターがこの融資に係る債務を保証できることとする。
- 7 この法律は、一部の事項を除き、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 航空事故調査委員会設置法の題名を航空・鉄道事故調査委員会設置法に改める。
- 2 同法の目的に鉄道事故の防止に寄与することを追加する。
- 3 委員会の名称を航空・鉄道事故調査委員会に改める。
- 4 委員会の所掌事務に、鉄道事故の原因究明の調査、鉄道事故及び航空事故の兆候の調査、鉄道事故の防止のための施策についての勧告及び建議、等を追加する。
- 5 委員会の組織を、現行の委員長及び委員4人の体制から、委員長及び委員9人の体制に増強する。
- 6 委員会は、鉄道事故の原因究明の調査及び事故の兆候の調査を行うため必要があると認めるときは、関係者からの報告徴収等の処分をすることができるとする。
- 7 鉄道事業法を改正し、鉄道事業者は、鉄道事故が発生するおそれがあるときは、遅滞なく、事態の種類、原因等を国土交通大臣に届け出なければならないこととする。
- 8 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案について、委員会が事故等調査の終了前において事故等調査の経過の報告及び公表を行うのは、委員会が「必要と認めるとき」とされているのを「事故等が発生した日から1年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる等の事由により必要と認めるとき」と明示するよう改める修正が、衆議院において行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

- 1 航空・鉄道事故調査委員会は、他の行政機関等からの独立性を確保するとともに、公正・中立な立場でその責務を十分に踏まえた、迅速かつ厳正な事故等調査及び調査結果の早期報告を行うこと。
- 2 公正中立な事故等調査を遂行するため、特定の分野に偏ることなく、適確な委員の選任を図ること。
- 3 大規模かつ複雑化する事故調査に対応するため、研修、海外機関との情報交換などにより、最新の科学等の知見を駆使した、高度な業務が可能となるよう、事故調査官の専門性の向上に努めること。

- 4 委員会事務機能については、委員の求めに適確に応えられるよう、適正な人員配分、十分な予算措置に配慮すること。
 - 5 事故調査等が公正かつ精緻に行われるため、その内容・手順等について明文化するとともに、新たに習得される科学的知見を加味し、世界的レベルに見合うものとなるよう、隨時見直しをすること。
 - 6 事故原因の究明・調査は、国民生活に重大な影響を与えることにはかんがみ、適正な業務遂行に支障を及ぼす恐れのないものについては、国民・事業者・事故関係者に対し、必要な情報を開示する体制を確保すること。
 - 7 報告書の作成までの間、相当の時間を要すると見込まれるときは、中間段階での報告を必要に応じて行うよう努めること。
 - 8 委員会は、事故再発防止に万全を期するため、必要があると認めるときは、積極的に、事故防止のため講すべき施策について勧告・建議すること。
 - 9 勧告・建議を受けた国土交通大臣、関係行政機関の長は、関係事業者等への安全対策の指導・徹底など講すべき施策を着実に実施すること。
 - 10 航空・鉄道事故調査委員会と捜査機関は、国際民間航空条約の趣旨に立って、事故調査、犯罪捜査の各々が適確に行われるよう十分に協力すること。
 - 11 委員会の組織の在り方については、今回新たに整備される委員会の活動を踏まえ、その体制・機能の強化、航空・鉄道・自動車・海上交通にわたる運輸事故全般の調査体制の確立の必要性について、諸外国に比べて遜色のないよう、その例を参考にしつつ、今後の課題として検討を行うこと。
- 右決議する。

農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第47号）（先議）

【要旨】

本法律案は、農住組合の事業による市街化区域内農地の住宅地等への転換を引き続き促進するため、農住組合の設立認可申請期限を延長するとともに、飛び農地に係る農住組合の設立認可要件を緩和する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農住組合の設立認可の申請を行うことができる期限を10年間延長し、平成23年5月19日までとする。
- 2 飛び農地を含む農住組合の設立認可要件を緩和し、飛び農地において当面の営農が継続される場合にも、農住組合の地区に加えることができることとする。
- 3 農住組合が交換分合を行う場合に加え、土地区画整理事業を行う場合においても、生産緑地地区の指定要請を行うことができることとする。
- 4 本法は、平成13年5月20日から施行する。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（先議）

【要旨】

本法律案は、都市における緑地の適正な保全、効率的な緑化の推進等を図るため、次の措置等を講じようとするものである。

- 1 地方公共団体又は緑地管理機構が、緑地保全地区内の土地の所有者等と管理協定を締結して、当該協定に係る緑地の管理を行うことができる制度を創設する。
- 2 市町村の緑の基本計画で定めた緑化重点地区内の建築物の敷地において緑化施設を整備する者が作成する緑化施設整備計画を市町村長が認定する制度を創設する。
- 3 緑地管理機構の指定の対象となる法人として特定非営利活動法人を追加する。

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、自動車損害賠償保障制度について、政府による再保険制度を廃止し、これと併せて自動車事故による被害者の保護の充実を図るために制度の整備等を行うとともに、自動車損害賠償保障制度に係る特別会計の名称及び勘定区分の変更等を行おうとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 自動車損害賠償責任保険の政府再保険制度を廃止する。
- 2 保険会社は、保険金等を支払うときは、国土交通大臣及び内閣総理大臣が定める支払基準に従って行う。
- 3 政府再保険における支払審査に代わる措置として、保険会社は、保険金の支払を行う際には、支払請求者に対して保険金の支払に関する情報を提供し、死亡事案等に係る支払については国に届け出ることとする等、保険金支払の適正化のための措置を講ずる。
- 4 保険金の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決のため、紛争処理機関の指定を行う等紛争処理の仕組みを整備する。
- 5 被害者救済対策事業等について自動車事故対策計画に基づき財政上の措置を実施するとともに、保険契約者の保険料等負担の軽減のための交付金を交付する。
- 6 自動車損害賠償責任再保険特別会計法の題名を自動車損害賠償保障事業特別会計法に、その特別会計の名称を自動車損害賠償保障事業特別会計に、それぞれ改めるとともに、保障勘定以外の2勘定を廃止し、自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定を設ける。
- 7 この法律の施行の際旧保険勘定に所属する権利義務を、一定の算定方式に従い、自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定に帰属させる。
- 8 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 自賠責保険制度に関する審議会の緊密な連携を図り、審議会の意見を十分尊重し、制

度の充実、運営の適正化に努めること。

- 2 ノーロス・ノープロフィットの原則を堅持しつつ、保険料率の見直しを適時・適切に行うこと。
- 3 損害保険会社等は、保険料等を全額運用することになることを踏まえ、その安全かつ効率的な運用を図るとともに、再保険廃止による事務コストの削減を契機に、徹底した各種経費の節減及び合理化に努めること。
- 4 保険金等の過少払いと過払いを防止するための業務の改善を図るとともに、被害者等に対する情報開示・説明等を充実させ、また、損害査定の透明性、客観性の定着に努めること。
- 5 自賠責保険金の支払いと各種公的保険制度による給付が競合する場合、被害者救済に最もふさわしいものが適用されるよう、各制度との分担、調整の円滑化を図ること。
- 6 政府保障事業の保障金の支払いについて、公平性の確保の観点から、被害者の過失相殺の緩和、実勢を加味した治療費査定及びこれらの事務の早期処理等について検討すること。
- 7 指定紛争処理機関については、効率的な運用を行うとともに、紛争処理業務の独立性、中立性及び公平性を確保し、所管官庁の出身者がその役員になることは厳に抑制すること。
- 8 運用益活用事業については、財源が自賠責保険の果実であることに留意し、事業の必要性及び実施方法を見直すとともに、その情報を公開すること。
- 9 自動車事故対策センターの運営について、事業の内容を見直し、ニーズの高い事業の充実、低い事業の縮減を行うとともに、組織・人員の縮減に努めること。
- 10 重度後遺障害者等の自動車事故被害者の急増にかんがみ、遺族の心のケアを含めた被害者の保護の充実を図るとともに、いわゆる自損事故を起こした被害者の救済についても検討すること。
- 11 療護センターにおける介護病床の整備とともに、一般病院への短期入院・委託等により、介護病床の拡大に努め、重度後遺障害者の療養対策の強化を図ること。
- 12 医師会等の協力のもと、診療報酬基準案を作成しその普及に努めているが、未実施の府県があることから、その早期浸透に努めること。
- 13 自賠責特会から一般会計への繰入金及び自賠責特会の当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入は、速やかに自賠責特会に繰り戻すこと。
- 14 自動車事故の被害者の救済及び自動車事故の防止については、この改正法の施行後5年以内に、社会経済情勢の推移等を踏まえ、賦課金制度の導入の可能性を含め、検討を行うこと。

右決議する。

土地収用法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案は、事業認定の透明性の向上、収用手続の合理化等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 起業者による事前説明会の開催を義務付けるとともに、事業認定庁が事業の認定に関する処分を行うに際しては、公聴会の開催、第三者機関からの意見聴取及び事業認定をした理由の公表を行う。
- 2 土地調書及び物件調書の作成手続の特例の創設、収用委員会の審理手続における主張の整理、代表当事者制度の創設並びに補償金払渡し方法の合理化を行う。
- 3 土地等の対償について関係当事者間の合意が成立しない場合の仲裁制度を創設する。
- 4 収用適格事業として、新たに地方公共団体等が設置する廃棄物の再生施設及び廃棄物処理センターが設置する廃棄物処理施設を追加する。
- 5 補償基準を法令で明確化するとともに、生活再建のための措置を充実する。

なお、本法律案については、衆議院において、社会资本整備審議会等の意見を尊重する義務、並びに情報の公開等事業の施行について利害関係者等の理解を得るために措置の検討に関する修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 事業の施行について利害関係者等の理解を得るため、事業計画の策定期段階における住民参加、情報公開等に関するガイドラインの早期作成をはじめ、対話型行政を積極的に推進するための措置を講ずるよう努めること。
- 2 事業認定の中立性、公正性等の確保を図るため、社会资本整備審議会で事業認定に関する審議に關与する委員については、法学界、法曹界、都市計画、環境、マスコミ、経済界等の分野からバランスのとれた人選を行うとともに、事業推進の立場にある中央省庁のOBの任命は原則として行わないこと。
- 3 同審議会における事業認定に関する審議には当該事業に利害関係を有する委員は加わらないようにするなど、運用の中立性、公正性等を確保するとともに、議事要旨の公開に努めること。
- 4 公聴会については、開催期日等の十分な周知を図るとともに、議事録を公開するなど情報公開の徹底に努めること。
- 5 公聴会で述べられた住民等の意見は第三者機関に的確に伝えるとともに、公述人相互の間で質疑が行えるようにするなど、住民意見の吸収の場という公聴会の本来の役割が果たせるよう、規則改正を含め必要な措置を講ずること。
- 6 事前説明会については、開催期日等の十分な周知を図るとともに、起業者と利害関係人との間の質疑応答を実施するなど、実効性のあるものとするよう努めること。
- 7 改正法の公布後に事業認定の申請がなされた事業については、事業認定の透明性等の向上を図るという改正の趣旨を踏まえ、公聴会の義務的開催など改正の内容に即した運用を図ること。

8 今回の法改正の趣旨にかんがみ、政府は各都道府県と協議して、収用委員会の役割が的確に果たされるよう努めること。

右決議する。

倉庫業法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 同法の目的に倉庫の利用者の利益を保護することを追加する。
- 2 倉庫業の参入について、許可制を登録制に改めるとともに、登録拒否要件として、欠格事由の他、倉庫の施設及び設備が一定の基準に適合しないこと、倉庫管理主任者を確實に選任すると認められないと等の客観的な基準を定める。
- 3 料金の事前届出制を廃止する。
- 4 倉庫業者は、一定の要件を備える倉庫管理主任者を選任して、倉庫における火災の防止その他の倉庫の管理に関する業務を行わせなければならないこととする。
- 5 国土交通大臣は、倉庫の利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、倉庫業者に対し、料金の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。
- 6 トランクルームをその営業に使用する倉庫業者は、トランクルームごとに国土交通大臣の認定を受けることができることとともに、認定基準として、トランクルームの施設及び設備が一定の基準に適合すること、消費者に有利な内容を有する約款を定めていること等を定める。
- 7 倉庫業を営む者以外の者は、その行う営業が寄託を受けた物品の倉庫における保管を行うものであると人を誤認させるような行為をしてはならないこととする。
- 8 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

気象業務法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

【要旨】

本法律案は、近年における気象測器に関する民間の製造技術の向上等に対応し、民間の能力の一層の活用を図るため、気象測器の検定に関し、広く認定及び指定の対象に営利法人を含めた認定測定者制度及び指定検定機関制度を導入するとともに、検定の有効期間を見直す等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 型式証明を受けた気象測器であって、気象庁長官の認定を受けた者が器差の測定を行ったものについては、その結果を記載した書類によって、検定における器差の検査を行うことができるものとする。
- 2 気象庁長官が、一定の能力を有する者を指定し、気象庁長官に代えて、気象測器検定を行わせることができる制度を導入する。

- 3 検定の有効期間を原則として廃止し、その構造等から有効期間を定めることが適当であるものについてのみ国土交通省令で定めるものとする。

水防法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

【要旨】

本法律案は、水災による被害の軽減を図ろうとするものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が、洪水予報河川を指定し、当該河川について洪水予報を行うこととする。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、浸水想定区域を指定し、指定の区域及び想定される水深を明らかにして公表することとする。
- 3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定めることとする。
- 4 市町村防災会議は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多數の者が利用する地下の施設がある場合には、同計画に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めることとする。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させよう努めることとする。
- 6 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（先議）

【要旨】

本法律案は、測量及び水路測量の基準の世界標準化の進展を踏まえ、測量及び水路測量における経緯度測定の基準を世界測地系に従つたものとする等の措置を講ずるものである。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社のJR本州3社を特殊会社として規制している法律の適用対象から除外し、これらの会社の財務、人事、事業計画等の面において一層自主的かつ責任のある経営体制の確立を図ることとする。
- 2 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。

- 3 附則において、国土交通大臣は、国鉄改革の経緯を踏まえ、JR各社間の連携及び協力の確保、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえた路線の適切な維持等に関する事項について、JR本州3社が事業運営上踏まえるべき指針を策定し、必要がある場合には指導、助言を行い、さらに正当な理由なく指針に反する事業運営を行う場合には勧告、命令を行うことができるとしている。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 JR東日本、JR東海及びJR西日本は、旅客需要に対応した輸送力の確保、利用者サービスの向上、鉄道施設のバリアフリー化、及び輸送の安全確保等に資する体系的、計画的、重点的な設備投資に努めるとともに、運賃・料金については、適正な水準を維持するよう心掛けること。

2 JR東日本、JR東海及びJR西日本は、本法施行後にあっても、需要を積極的に開拓するなど、できる限り経営努力によりローカル線の維持に努めること。

また、全国の各地域における住民の足である地方鉄道について、支援方策の見直し等によりがたい場合には、いわゆる「上下分離方式」の導入も検討すること。

3 JR各社の営業エリアにおいて整備が進められている高速道路の延伸等により参入する他の交通機関との競合の激化という経営環境の変化を踏まえ、各社は自らの責任を果たすべき経営の効率化、重点化等を推進することとし、あわせて地方交通の維持のため、政府はJRバスについても補助制度の導入を速やかに図ること。

4 JR北海道、JR四国及びJR九州は、早期の純民間会社化に道筋をつけるため、安定した経営基盤の確立に努力するとともに、国は、現下の厳しい鉄道経営環境にかんがみ、各社の経営動向を踏まえつつ、経営改善に資する所要の支援措置を講じること。

また、JR貨物は、あらゆる経営改善のための努力を行うとともに、国は、環境等に配慮した交通体系を構築する観点から、JR貨物の経営動向を踏まえつつ、その経営改善に資する所要の支援措置を講じること。

5 本法附則第2条第1項の指針は、JR東日本、JR東海及びJR西日本が純民間会社とされることにかんがみ、その運用基準の明確化、及び透明性を確保するとともに、本法附則第3条及び第4条の措置は必要な場合に限り発動することとし、これら規制については、適宜必要な見直しを行うこと。

6 将来の金利や景気の動向の次第では、JR各社の健全な経営に影響を及ぼしかねない程の巨額に達する長期債務の返済について、その支援に資する所要の措置を講ずること。

7 社会政策的見地から各種交通機関において実施される運賃割引による減収分については、内部補助によることなく、国等が今後別途財源手当てを行うことも含めて検討すること。

8 先の省庁統合の成果を遺憾なく活かし、陸海空にわたる総合的な交通体系の構築を推進するとともに、交通政策にかかる予算、税制について広くその在り方を検討すること。

9 いわゆるJR不採用問題については、現在、人道的な見地から関係者間で努力が続け

られているところであるが、政党間協議等の今後の対応を見守りつつ適切に対処すること。

10 JR各社は、関連事業分野における事業展開に際して、適切な労働力の確保に努めるとともに、当該進出地域の振興及び中小企業者への影響等に配慮すること。

右決議する。

小型船舶の登録等に関する法律案（閣法第91号）

【要旨】

本法律案は、小型船舶の所有権を公証する登録制度の導入等により、小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 小型船舶は、小型船舶登録原簿に登録を受けたものでなければ、航行の用に供してはならず、小型船舶の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。
- 2 登録を受けていない小型船舶の所有者は、国土交通大臣に対して新規登録の申請をしなければならない。
- 3 国土交通大臣は、新規登録の申請に虚偽のある場合を除き、当該船舶の総トン数の測度を行い、新規登録を行うとともに、申請者に対し、船舶番号等の登録事項を通知しなければならない。
- 4 小型船舶の所有者は、船舶番号の通知を受けたときは、遅滞なく当該船舶に表示しなければならない。
- 5 小型船舶等の製造業者又は国土交通大臣が指定する輸入業者以外の者は、船体識別番号等を打刻してはならない。
- 6 国土交通大臣は、小型船舶検査機構に、登録及び測度に関する事務を行わせることができる。
- 7 小型船舶の所有者は、国土交通大臣から有効な国籍証明書の交付を受け、これを船舶内に備え置き、かつ、船名を表示しなければ、当該船舶を国際航海に従事させてはならない。
- 8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（15件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先 議 院	提出 月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
※ 7	踏切道改良促進法の一部を改正する法律案	衆	13. 2. 6	13. 3.21	13. 3.27 可決 附帯	13. 3.28 可決	13. 2.27 国土交通	13. 3. 9 可決 附帯	13. 3.15 可決
※ 8	新産業都市建設促進法等を廃止する法律案	衆	2. 6	3.21	3.27 可決	3.28 可決	3. 7 国土交通	3. 9 可決	3.15 可決
※ 9	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	衆	2. 6	3.23	3.29 可決	3.30 可決	3. 9 国土交通	3.16 可決 附帯	3.22 可決
					○ 13.3.23 参本会議趣旨説明				
※ 10	高齢者の居住の安定確保に関する法律案	衆	2. 6	3.26	3.29 可決	3.30 可決	3. 9 国土交通	3.16 可決 附帯	3.22 可決
					○ 13.3.9 衆本会議趣旨説明				
※ 11	航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案	衆	2. 6	4. 4	4.12 可決 附帯	4.18 可決	3.23 国土交通	3.30 修正 附帯	4. 3 修正
47	農住組合法の一部を改正する法律案	参	3. 1	4.17	5.11 可決	5.16 可決	5.16 国土交通	5.18 可決	5.18 可決
48	都市緑地保全法の一部を改正する法律案	参	3. 1	4.18	5.11 可決	5.16 可決	5.16 国土交通	5.18 可決	5.18 可決
53	自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	6.13	6.21 可決 附帯	6.22 可決	5.29 国土交通	6. 6 可決 附帯	6. 7 可決
54	土地収用法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	6.20	6.28 可決 附帯	6.29 可決	6. 7 国土交通	6.15 修正 附帯	6.15 修正
					○ 13.6.20 参本会議趣旨説明 ○ 13.6.7 衆本会議趣旨説明				
55	倉庫業法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	5.25	5.31 可決	6. 1 可決	4. 4 国土交通	4. 6 可決	4.10 可決
56	気象業務法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	5.30	6. 5 可決	6. 6 可決	5.23 国土交通	5.23 可決	5.24 可決
57	水防法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	5.30	6. 5 可決	6. 6 可決	5.23 国土交通	5.23 可決	5.24 可決
59	測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案	参	3. 2	5.22	5.29 可決	5.30 可決	6. 5 国土交通	6. 8 可決	6.12 可決

番号	件 名	先 議 院	提出 月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
73	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.13	6. 1	6.14 可決 附帶	6.15 可決	4.10 国土交通	5.30 可決 附帶	5.31 可決
				○13.6.1 参本会議趣旨説明 ○13.4.10 衆本会議趣旨説明					
91	小型船舶の登録等に関する法律案	衆	3.27	6.20	6.22 可決	6.27 可決	5.29 国土交通	6. 5 可決	6. 7 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議